

令和3年度
アルミ産業成長力強化戦略推進事業
(アルミサンドボックス事業補助金)
募集要領

令和3年7月

受付期間：令和3年7月30日(金)から令和3年11月30日(火)まで
(午前9時から午後5時まで・月曜日～金曜日)



令和3年度 アルミ産業成長力強化戦略推進事業
(アルミサンドボックス事業補助金)
募集要領

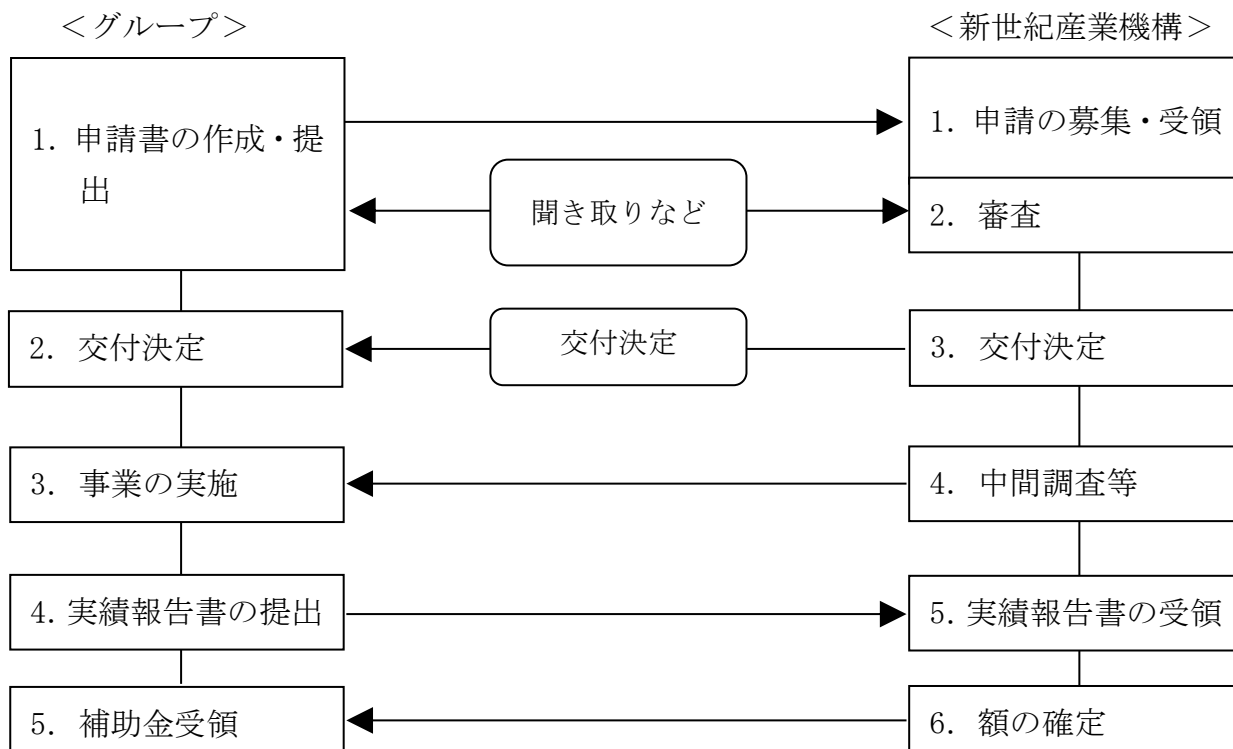
1. 事業の目的

本事業は、富山県内のグループからアルミ関連産業に関する課題を広く募り、その課題の解決するための取り組みを支援することを目的とします。

2. 事業の概要

- (1) 当機構は富山県内の中小企業を中心とするグループから、課題を募集します。
- (2) 当機構は審査により優れた課題を採択します。
- (3) 当機構は、提案者の課題の実施に当たり適切な助言を行います。
- (4) 提案者は実績報告書を作成し当機構に提出します。
- (5) 当機構は優れた課題について、さらなる支援につなげる可能性を検討し提案者を伴走支援します。

※ 申請後、交付決定までには2か月程度を要しますのでご注意ください。



3. 補助対象事業

富山県内のグループからアルミ関連産業に関する課題を広く募り、その課題を解決するための取組みに要する経費の一部について補助を行います。

その取組みの対象は、アルミ関連産業における法的な規制、技術的な規格の制限、商慣習に基づく自主規制等の緩和のほか、一企業単独では解決が困難なアルミ関連産業活性化のためのアイデアの試行案や技術的課題とします。

例：過去からの商習慣のため、アルミ製品の加工方法が固定化されているが、新しい〇〇工法を使えば、製造コスト低減につながるアイデアなど

※ 同様の内容で、国・県等の事業による補助若しくは委託等を受けようとしているもの、または過去に受けたものは対象となりません。

4. 補助対象者

補助対象者は、県内中小企業（県内に事業所を有する企業。みなし大企業を含む）を代表企業とするグループとします。

グループの代表企業は、計画の作成・調整・管理及びグループ構成員相互の調整を行うとともに、報告書等の作成を主体的に行うものとします。なお、当機構は、その代表企業に対して補助金の交付決定を行います。

また、応募者は、以下のいずれにも該当しないことを確認願います。

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、取り組みを実施するために必要な以下の経費とします。

経費区分	補助対象経費
物品費	<p>事業に直接要する資材、部品、消耗品（通常の方法による短期間の使用によって、その性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなるもの）等の製作又は購入に要した経費であって、税込み単価が10万円未満のもの。ただし、特別な事情があると認める場合には、税込み単価が10万円以上50万円未満の経費も、対象経費とすることがあります。なお、過剰な数量の発注など事業用として相応しくないと判断される場合は経費として認めません。</p> <p>汎用的なパソコン、ソフトウェア等は、補助対象経費として認めません。ただし、研究開発を遂行するうえで必要であると認められる場合は対象経費とすることがあります。</p> <p>機械装置は金額にかかわらず、また、原則として工具器具のうち税込単価が10万円以上のものは、補助対象経費として認めません。</p>
使用料	<p>本事業の実施に直接必要となる、物品のリース・レンタル料、設備・施設の利用料・賃借料等の経費。ただし倉庫など研究開発の実施に直接必要のないものは、補助対象経費として認めません。</p>
外注費	<p>本事業業務に直接必要な試験、分析等にかかる経費。 外部の業者に発注して行う試作開発品の部品加工、製造、試作に要する経費。</p>
通信運搬費	<p>事業を遂行するために必要とする試料・試作品等を送付・運搬する経費であって、他の業務と混用されない経費。研究設備などの移動に関する費用やネットワークの保守料などは対象外です。</p>
旅費	<p>事業を遂行するために必要とする国内旅行の交通費、宿泊費及び学会等参加費であって、事業遂行団体の旅費規程等により算定された経費。ただし、高額な旅費や日当など一般通念上の金額を超える場合は、新世紀産業機構の旅費規程に規定された金額を上限とします。</p>
共同研究費 （委託研究費を含む）	<p>本事業業務の実施に必要な研究経費で、直接経費（物品費、使用料、外注費、通信運搬費、旅費）と間接経費の合計をいう。なお、間接経費の計上は、直接経費の10パーセントを上限とします。</p>

6. 補助事業の期間、金額及び件数

事業期間	単年度 (交付決定日から当該年度の2月末日まで)
補助金額	1 課題当たり 50 万円の範囲内 (ただし、消費税及び地方消費税額を除く。)
件 数	10 件程度

※ 金額については、提案内容を精査し決定させていただきます。

※ 年度途中であっても、応募が本年度予算額に達した場合は募集を締め切らせていただく場合があります。

7. 実施手順

① 補助金交付申請書の提出

グループの代表企業から当機構へ補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

② 審査・決定

当機構が審査により対象者を決定します。審査にあたっては、書類審査のほか必要に応じてヒアリングを行い、提案内容の募集テーマとの整合性等を確認します。

② 補助事業の開始

当機構はグループの代表企業に交付決定を行い、その後グループには事業を開始していただきます。なお、決定が条件付きになる場合があります。

④ 実施中の調査・訪問

補助事業の実施中に、当機構から進捗状況の調査を行うことがあります。その時点までに実施した内容と予算の執行状況について書面で説明願います。なお、継続が困難と判断される場合は、当機構から補助事業の中止をお願いする可能性があります。

⑤ 実績報告書・支出証拠資料の提出

事業終了後又は事業の中止の承認を受けた日から7日以内に、グループの代表企業から「実績報告書」や「対象経費の支出証拠資料」を提出していただきます。

⑥ 実績報告書の評価

当機構は、グループの代表企業から実績報告書を受領し、その内容を精査します。

⑦ 補助事業の額の確定

当機構は、適切に本事業が行われていると判断された場合、補助額を確定し、グループの代表企業に補助金の支払いを行います。

8. 成果の帰属

本事業によって得られた成果について、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利および意匠登録を受ける権利並びにこれらの実施権は、グループの構成員に帰属するものとします。

9. 書類の作成

書類は、当方から提供する書式（ワード、エクセル（いずれもマイクロソフト社製））で作成し、所定様式に従って、正確かつ簡潔にまとめ、代表者印等を押印した書類、および電子媒体を送付してください。なお、秘密の保持については十分に配慮します。

10. 提案の方法

以下の書類1部を、期限までに当機構へ送付又は持参してください。書類提出後、必要に応じて事務局から照会を行うことがあります。

提出先：公益財団法人富山県新世紀産業機構
イノベーション推進センター アルミコンソーシアム担当
富田（とみだ）、小島（こじま）
〒933-0981 高岡市二上町 150 番地
富山県産業技術研究開発センター技術開発館 2 階
TEL：0766-24-7113 FAX：0766-24-7122
E-mail：alumi@tonio.or.jp

申請書の作成方法など、お気軽にご相談ください

案内図



<問い合わせ・提出先>

公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センターアルミコンソーシアム担当
〒933-0981 高岡市二上町 150 番地 富山県産業技術研究開発センター 技術開発館 2 階
TEL : 0766-24-7113 FAX : 0766-24-7122
E-mail : alumi@tonio.or.jp

応募様式については、以下のURLからダウンロードすることができます。

URL : <https://www.tonio.or.jp/>